

年金引き下げ違憲訴訟 第17回裁判報告集会**年金引き下げが違憲である証拠として、大学教授の意見書を全国で初めて提出**

1月15日、年金引き下げ違憲訴訟の第17回裁判と報告集会が行われました。今回は意見陳述と



して、年金者組合の萩野さんから、「年金引き下げがいかに悲惨なものかについては、今まで何人もの原告が陳述してきた通りであり、日本国憲法の13条や25条にも違反している。」と訴えました。また年金引き下げが違憲である事の証拠として、龍谷大学社会学部の田中明彦教授からの80数ページにも及ぶ意見書が、全国で初めて提出されました。

全国では現在、国の言いなりである「厚労大臣の裁量権の範囲で憲法違反ではない。」という結論から、14地裁で不当判決が出されています。そのうち7か所で高裁での審理が始まっています。和歌山でも今後証拠提出からの反論を経て、結審に向かう予定です。最後まで力を合わせ、奮闘しましょう。

次回 第18回裁判 : 21年3月12日(金) 11:00~

◎年金支給額 0.1%減額 16年の「年金カット法」により

厚生省は22日、2021年度の公的年金の支給額を0.1%引き下げると発表しました。マイナス改定は4年ぶり。自公政権は2004年に、物価と名目手取り賃金の変動率の低い方にあわせて改定する改悪を強行しました。今回の改定では、物価が0%、賃金がマイナス0.1%なので、賃金にあわせて0.1%の改定になりました。これまでは年金額が減額されるのは物価がマイナスになった時だけでした。このルールならば21年度は据え置きだったはずですが、しかし、自公政権は16年の「年金カット法」で、21年度以降は「物価が0以上、賃金がマイナス」「物価と賃金がともにマイナスで、賃金の落ち込みが物価より大きい」場合は、賃金にあわせて年金を削減することとしました。

しかし、20年度の物価の内訳をみると、食料品は軒並み上昇。日常生活用品や住居費の上昇も目立ちます。19年10月の消費税10%への引き上げが物価を押し上げています。

賃金については、自公政権が非正規雇用を拡大した結果下がり続けています。20年はコロナ禍で非正規雇用労働者を中心に失業が広がりました。コロナ禍の先が見通せないもとの、来年度以降の年金支給額にも影響が避けられません。

高齢者の生活費の負担は0.6%程度増えていることとなります。年金支給額の減額は高齢者の貧困をいっそう深刻にします。

★25条宣伝行動にご参加下さい。「75歳以上の医療費窓口負担2割反対」署名活動を行います。

1月28日(木) 午後12時15分~ JR和歌山駅前にて(日をお間違いないように)